

宮古市の企業立地優遇制度

1 市の補助金（条件により県補助金併用）

優遇措置 の名称	優遇措置の内容	適 用 条 件		根 拠
企業立地 補助金の 交付	固定資産投資額の30%以内の額を補助 します。 補助金限度額は3億円です。 対象業種は、下記の別表に掲げる事業の 用に供する施設です	新 設	①固定資産投資額2,500万円以上 1億円未満の場合、市民新規常 用雇用3人以上 ②固定資産投資額1億円以上の場 合、市民新規常用雇用5人以上	宮古市企 業立地補 助金交付 要綱
	固定資産投資額は、土地・家屋・償却 資産の取得に要する経費です。 (償却資産は、所得税法施行令（昭和 40年政令第96号）第6条第1号から第 3号まで、第6号及び第7号に掲げる資 産です。)		①固定資産投資額1,500万円以上 1億円未満の場合、市民新規常 用雇用1人以上 ②固定資産投資額1億円以上の場 合、市民新規常用雇用5人以上	
	固定資産投資額の10%以内の額を補助 します。 補助金限度額は3億円です。	移 転	・固定資産投資額1,500万円以上 で市民新規常用雇用1人以上 ・移転する工場の公害防止に関し、 必要な対策が取られていること。	岩手県企 業立地促 進奨励事 業費補助 金交付要 綱
	宮古市市営建設工事請負資格者名簿に登録され本市に本社を置く企業が当該工 場等を建設する場合は、補助額に固定資産投資額の10%を加算します。 (加算限度額5千万円)			

別表（対象業種※日本標準産業分類）

農業、林業のうち耕種農業（施設園芸及び植物工場に限る。）
漁業のうち水産養殖業
製造業
情報通信業
運輸業、郵便業のうち道路貨物運送業、水運業、倉庫業、運輸に附帯するサービス業
卸売業、小売業のうち卸売業
学術研究、専門・技術サービス業のうち自然科学研究所
サービス業（他に分類されないもの）のうち、機械等修理業

宮古市の企業立地優遇制度（続き）

固定資産税の課税免除	3年間の課税免除を行います。 免除対象は、事業に供される機械・装置・工場用の建物と、その付属設備・工場用の建物の敷地に限られます。 (固定資産税の全額が課税免除になるわけではありません。)	【新設】 投下固定資本総額 2,500 万円以上 【増設】 投下固定資本総額 1,500 万円以上		宮古市工場設置奨励条例 第5条 第6条
雇用奨励金の交付	従業員の雇用につき、1人20万円の雇用奨励金を交付します。 ①初年度は、新設3人、増設1人を超える従業員数が支給対象 ②2年度目は、初年度を超える従業員数が支給対象 ③3年度目は、初年度と2年度のいずれをもを超える従業員数が支給対象 奨励金の限度額は、新設5,000万円、増設1,000万円です。 従業員は、市民の常用雇用で、1年間以上勤務した場合、支給対象	新設	①投下固定資本総額 2,500 万円以上 ②市民の新規常用雇用 3人超	宮古市工場設置奨励条例 第7条
		増設	①投下固定資本総額 1,500 万円以上 ②市民の新規常用雇用 1人超	
利子補給金の交付	3年間の利子補給を行ないます。 設備投資用の借入金で、実際の借入利率と1.8%(一部2.0%)のいずれか低い利率で算出した利子相当額が補助金額です。 借入金限度額は3億円です。 (借入金が3億円を超える場合は、3億円分の利子補給金を交付します。)	新設	①投下固定資本総額 2,500 万円以上 ②市民の新規常用雇用 3人以上	宮古市工場設置奨励条例 第8条
		増設	①投下固定資本総額 1,500 万円以上 ②市民の新規常用雇用 1人以上	